

令和5年度答申第59号  
令和6年1月12日

諮問番号 令和5年度諮問第60号（令和5年12月8日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費支給不承認決定に関する  
件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項1号に掲げる社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費の支給の申請（以下「本件支給申請」という。）をしたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、本件支給申請を不承認とする決定（以下「本件不承認決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令等の定め

- (1) 労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項1号には、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害、

複数業務要因災害及び通勤災害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業が掲げられている。

そして、労災保険法29条2項は、前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定している。

- (2) 上記(1)の委任を受けて、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）24条は、労災保険法29条1項1号に掲げる事業として、義肢等補装具費の支給、外科後処置、労災はり・きゆう施術特別援護措置、アフターケア、アフターケア通院費の支給、振動障害者社会復帰援護金の支給及び頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護を行うものとするとして規定し、労災保険法施行規則25条1項は、上記の「義肢等補装具費」として、義肢、装具、車椅子その他の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものの購入又は修理に要した費用を同項各号に掲げる者に対して支給するものとするとして規定し、同項1号には、障害補償給付、複数事業労働者障害給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者が掲げられている。

そして、労災保険法施行規則25条2項は、義肢等補装具費の額は厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定した額とするとして規定し、同条3項は、前2項に定めるもののほか、義肢等補装具費の支給に関し必要な事項は厚生労働省労働基準局長が定めると規定している。

- (3) 上記(2)の委任を受けて発出された平成18年6月1日付け基発第0601001号厚生労働省労働基準局長通達「義肢等補装具の支給について」の別添「義肢等補装具費支給要綱」（令和4年6月17日付け基発第0617第2号による改正前のもの。以下「本件支給要綱」という。）は、義肢等補装具費の支給について、次のとおり定めている。

ア 趣旨（本件支給要綱の1）

業務災害等により傷病を被った者にあつては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等（以下「義肢等補装具」という。）を必要とすることがあることに鑑み、これらの者の社会復帰の促進を図るため、労災保険法29条1項の社会復帰促進等事業として、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用を支給する。

イ 支給種目（本件支給要綱の2）

義肢等補装具の購入に要した費用（以下「購入費用」という。）を支給することができる種目は、「義肢」、「筋電電動義手」等の24種目である。

ウ 支給基準（本件支給要綱の3の(1)のア）

購入費用を支給する対象者及び範囲は、別表1に定めるところによる。

エ 修理基準（本件支給要綱の4の(1)）

義肢等補装具の修理に要した費用（以下「修理費用」という。）を支給することができる種目は、「義肢」、「筋電電動義手」等の18種目である。

オ 基準外支給（本件支給要綱の5）

事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）は、やむを得ない事情により必要があると認めるときは、別途定めるところにより、上記イの支給種目の範囲内において、上記ウの支給基準及び上記エの修理基準並びに下記カの支給の手續に基づかない購入費用又は修理費用の支給（以下「基準外支給」という。）をすることができる。ただし、基準外支給は、本件支給要綱に定める支給基準及び修理基準並びに支給の手續では必要最小限の目的すら達せられない場合に限り、認められる。

カ 支給の手續（本件支給要綱の8）

(ア) 申請

義肢等補装具の購入又は修理をしようとする者（以下「申請者」という。）は、「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」を所轄労働局長に提出する。

(イ) 障害の確認

所轄労働局長は、申請者の障害について、社会復帰促進等事業原票又は労災行政情報管理システム等により確認をする。

(ウ) 承認等

所轄労働局長は、申請者が上記ウの支給基準又は上記エの修理基準の要件を満たすか否かを判断した上、承認又は不承認の決定をし、その旨を「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」又は「義肢等補装具購入・修理費用支給不承認決定通知書」により通知するものとする。

筋電電動義手のうち、両上肢切断者に係る筋電電動義手については、下記キの(イ)の「両上肢切断者に係る筋電電動義手の適合判定結果報告

書」等に基づき、上記ウの支給基準又は上記エの修理基準の要件を満たすか否かを判断する。

(エ) 発注

義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定を受けた申請者は、速やかに義肢等補装具の製作又は修理等を行う業者（以下「義肢等補装具事業者」という。）に「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」を提示し、義肢等補装具の購入又は修理に係る発注をする。

(オ) 引渡し

義肢等補装具事業者は、申請者から義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支払を受けて、申請者に対し、義肢等補装具を引き渡す。

キ 筋電電動義手の装着訓練、試用装着期間及び適合判定等（本件支給要綱の9の(1)）

筋電電動義手の支給に当たっては、確実に筋電信号を検出し、的確に訓練を行い、実際に申請者が筋電電動義手を使用することが可能であるかなどを的確に判断する必要がある。次により、装着訓練、試用装着期間における指導等（以下「装着訓練等」という。）及び適合判定の実施を依頼する。

(ア) 所轄労働局長は、筋電電動義手の購入に要する費用の支給の申請を受け付けたときは、申請者から「外科後処置申請書」を提出させた上、申請者に対し、外科後処置の対象者として「外科後処置承認決定通知書」を交付するとともに、筋電電動義手の装着訓練等及び適合判定を実施する医療機関のうち申請者が希望する医療機関に対し、両上肢切断者にあつては、「両上肢切断者に係る装着訓練及び適合判定の実施依頼書」により、装着訓練及び適合判定の実施を依頼する。

(イ) 両上肢切断者に係る筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を実施した医療機関は、申請者に対する筋電電動義手の装着訓練及び適合判定の終了後、速やかに、「両上肢切断者に係る筋電電動義手の適合判定結果報告書」により、その結果を所轄労働局長に報告する。

(4) 本件支給要綱の別表1は、両上肢切断者に係る筋電電動義手の購入費用の支給対象者及び対象範囲について、次のとおり定めている（別表1の1-(2)のア）。

ア 支給対象者

次のいずれかに該当する者を支給対象者とする。

(ア) 両上肢を手関節以上で失ったことにより、労災保険法による障害補償給付、複数事業労働者障害給付又は障害給付を受けた者又は受けると見込まれる者であって、次の要件を全て満たすもの

- ① 手先装置の開閉操作に必要な強さの筋電信号を検出することができること。
- ② 筋電電動義手を使用するに足りる判断力を有すること。
- ③ 筋電電動義手を使用するに足りる十分な筋力を有すること。
- ④ ソケットの装着が可能である断端を有すること。

(イ) 一つの上肢の全部又は一部を失うとともに、他の上肢の用が全廃又はこれに準じた状態になったことにより、労災保険法による障害補償給付、複数事業労働者障害給付又は障害給付を受けた者又は受けると見込まれる者であって、上記(ア)の①から④までの要件を全て満たすもの

#### イ 対象範囲

一人につき1本を支給対象とする。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、所属する会社において製造職として勤務していた者であるが、平成25年12月27日午前8時30分頃、会社の事業場内でカレンダーロールの生地出しスタート作業をしていたところ、ロール機に左腕を巻き込まれ、その後、右腕も挟まれて、両腕を負傷したほか、熱せられたロール機に接触して頭部も負傷し、「左前腕切断、右上腕切断、頭部熱傷」と診断された。

審査請求人は、左前腕切断術、右上腕切断術、植皮術等を受けて療養した結果、平成26年12月2日、治癒（症状固定）となった。

（障害補償給付支給請求書2通（平成26年2月21日付けのもの及び同年12月17日付けのもの）、これらの請求書に添付の診断書2通（同月2日付けのもの及び同月9日付けのもの））

- (2) 審査請求人は、B労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、平成26年2月21日付けで「左前腕切断、右上腕切断」に係る障害補償給付の支給の請求を、同年12月17日付けで「頭部熱傷」に係る障害補償給付の支給の請求をしたところ、本件労基署長は、審査請求人の障害等級は併合第1級に該当すると認定し、平成27年1月30日付けで、審査請求人に対し、障害補償給付の支給決定をした。

（障害補償給付支給請求書2通（平成26年2月21日付けのもの及び同年

12月17日付けのもの)、障害認定調査復命書、障害補償給付(年金・一時金)支給決定通知)

- (3) 審査請求人は、処分庁に対し、義肢等補装具事業者であるC社製作の右上腕能動式義手の購入費用の支給の申請をしたところ、処分庁は、平成27年1月16日、その支給の申請を承認する決定をし、審査請求人は、同年9月28日、C社から上記能動式義手の引渡しを受けた。

審査請求人は、処分庁に対し、C社製作の左前腕筋電電動義手の購入費用の支給の申請をしたところ、処分庁は、平成27年6月1日、その支給の申請を承認する決定をし、審査請求人は、同年9月28日、C社から上記筋電電動義手の引渡しを受けた。

その後、審査請求人は、処分庁に対し、義肢等補装具事業者であるD社製作の右上腕能動式義手の購入費用の支給の申請及びD社製作の左前腕筋電電動義手の購入費用の支給の申請をしたところ、処分庁は、平成30年9月25日及び同月27日、その各支給の申請を承認する決定をし、審査請求人は、平成31年2月12日、D社から上記能動式義手及び上記筋電電動義手の引渡しを受けた。

(社会復帰促進等事業原票)

- (4) 審査請求人は、令和元年9月13日、処分庁に対し、D社製作の右上腕筋電電動義手の購入費用の支給の申請(本件支給申請)をした後、右上腕筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を受けるため、令和2年1月23日、処分庁に対し、外科後処置の申請をしたところ、処分庁は、同月24日付けで、審査請求人に対し、外科後処置を承認する決定をし、同月29日付けで、E病院に対し、右上腕筋電電動義手の装着訓練及び適合判定の実施を依頼した。

E病院の医師は、審査請求人に対する右上腕筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を実施し、令和3年2月10日付けで、処分庁に対し、「装着訓練の経過には、大きな問題なく、今後の使用も見込まれる。」として、審査請求人による右上腕筋電電動義手の使用は「可」と判断したと報告した。

(義肢等補装具購入費用支給申請書、外科後処置申請書、外科後処置承認決定通知書、両上肢切断者に係る装着訓練及び適合判定の実施依頼書、両上肢切断者に係る筋電電動義手の装着訓練及び適合判定結果報告書)

- (5) 処分庁は、令和3年12月24日付けで、審査請求人に対し、本件支

給要綱に定める基準外支給は必要最小限の目的すら達せられない場合に限  
り認められるが、この場合に該当しないとして、本件支給申請を不承認と  
する決定（本件不承認決定）をした。

（義肢等補装具購入・修理費用支給不承認決定通知書）

(6) 審査請求人は、令和4年3月24日、厚生労働大臣（以下「審査庁」と  
いう。）に対し、本件不承認決定を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書、審査請求書の補正書）

(7) 審査庁は、令和5年12月8日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却  
すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書（差し替え後のもの））

### 3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人と同じく両上肢のない者がした両上肢の筋電電動義手の購入  
費用の支給の申請が認められた前例があるのにもかかわらず、本件支給申  
請が認められなかったことは、納得ができない。

(2) 審査請求人が右上腕筋電電動義手の装着訓練を受けたにもかかわらず、  
本件支給申請が認められなかったことは、遺憾である。能動式義手と筋電  
電動義手とでは、手の開き具合や物をつかむ力の強さが全く違っている。  
両上肢に物をつかむ力の強い筋電電動義手を装着することにより、今より  
生活を更に有意義に過ごしたい。

(3) したがって、本件不承認決定の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 義肢等補装具費の支給基準によれば、両上肢切断者に支給する筋電電動義  
手の購入費用の対象範囲は、「一人につき1本」と定められている（本件支  
給要綱の3の(1)のア及び別表1の1-(2)のア）。

審査請求人は、既に、左上肢（左前腕）に装着する筋電電動義手の支給を  
受けているから、本件支給申請（右上肢（右上腕）に装着する筋電電動義手  
の支給の申請）は、本件支給要綱に定める上記の支給基準を超えるものであ  
る。

2 したがって、本件では、審査請求人が本件支給要綱の5に定める基準外支  
給の対象に該当するか否かが論点となる。

(1) 支給済みの能動式義手の有効性について

ア 審査請求人の右上肢については、能動式義手が支給されている。能動  
式義手については、ハーネスやケーブルを体幹や上肢に巻き付けて動か

すことで、連動して義手が動く仕組みとなっていることから、切断肢及び残存肢の肩甲骨や肩関節及び肘関節の関節可動性と筋力が義手の操作において重要とされている。

イ 審査請求人は、両上肢のそれぞれの一部を亡失したが、関節の可動域は、左肘関節に軽度の制限を認めるものの、両肩関節に可動域制限が認められないことから、両上肢の可動域が制限されている状況であると認められない。また、上肢の断端の長さは、右上肢が肩峰から断端までの32センチメートルで、左上肢が上腕骨外上顆から断端までの15センチメートルであることから、能動式義手の動力源となり得る有効な断端を有していない状態であるとは認められない。したがって、審査請求人の身体の状態は、能動式義手の操作に支障を来す状況又は有効に能動式義手を使用することができない状況であるとは認められない。

(2) 両上肢筋電電動義手の必要性について

ア 審査請求人の両上肢筋電電動義手の必要性について、処分庁がE病院の作業療法士に確認したところ、同作業療法士から、審査請求人は、現状、道具を利用しながら時間をかけて日常生活動作をしており、把持力の弱い能動式義手では、普通の健康な手の代わりにならず、両上肢筋電電動義手の装着は、審査請求人が一人で生きていく上で必要不可欠なものと考えたとの申述があった。

イ 審査請求人は、能動式義手には把持力がないため、日常生活での様々な動作に不都合が生じると主張するが、E病院の主治医は、把持力については本人の感覚であるとの意見を述べており、審査請求人は、十分な動作をすることができないとまではいえない。

ウ 審査請求人は、利き手が右であることから、右上肢に筋電電動義手を装着したいと希望しているが、利き手に筋電電動義手を装着することの医学的必要性は認められない。また、審査請求人は、右上肢にも筋電電動義手を装着することで、「日常生活をスムーズに行えるようにし、そうなることによって、できることの範囲を広げたい。」と主張するが、できるようになると見込まれる作業がどのようなものか明らかではなく、筋電電動義手の使用が必要不可欠であるとはいえない。

(3) 本件支給要綱の1は、業務上の事故等により障害が残存し、義肢等補装具を装着することにより身体の欠損又は機能を補填することが必要である者に対し、義肢等補装具を支給すると定め、本件支給要綱の5は、基準外



支給は「必要最小限の目的すら達せられない場合に限り」認められると定めている。

上記(1)及び(2)を踏まえると、審査請求人は、両上肢筋電電動義手を装着することで、日常生活動作の更なる向上や就労可能な作業の拡大が図られる可能性を否定することはできないが、審査請求人には、既に支給されている右上肢の能動式義手について操作に支障を来す状況や有効に使用することができない状況などの特別の事情があることはうかがわれない。

したがって、審査請求人は、基準外支給の対象である「必要最小限の目的すら達せられない場合」に該当しない。

(4) 審査請求人は、審査請求人と同じく両上肢のない者がした両上肢の筋電電動義手の購入費用の支給の申請が認められた前例があるにもかかわらず、本件支給申請が認められなかったことは、納得ができないと主張するが、審査請求人の主張する前例がどのような事案であるか明らかではなく、また、基準外支給の対象に該当するか否かは、申請者の身体の状況によって判断すべきものであるから、審査請求人の主張する前例があったとしても、本件不承認決定の当否の判断に影響を及ぼさない。

3 以上によれば、本件不承認決定は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件不承認決定に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和4年3月24日

審査請求書の補正書の受付 : 令和5年2月8日

(本件審査請求の受付から約10か月半)

審理員の指名 : 同年5月31日

(審査請求書の補正書の受付から約4か月)

反論書の受付 : 同年8月14日

審理員意見書の提出 : 同年10月23日

(反論書の受付から約2か月半)

本件諮問

: 同年12月8日

(審理員意見書の提出から約1か月半、本件  
審査請求の受付から約1年8か月半)

- (2) そうすると、本件では、①審査請求の受付から審査請求書の補正書の受付までに約10か月半、②審査請求書の補正書の受付から審理員の指名までに約4か月、③反論書の受付から審理員意見書の提出までに約2か月半、④審理員意見書の提出から諮問までに約1か月半を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約1年8か月半もの長期間を要している。しかし、上記①から④までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。特に、上記①の手続に約10か月半もの期間を要したことについて、審査庁は、令和4年3月24日に厚生労働省労働基準局補償課労災保険審理室において本件審査請求を受け付けたが、審査請求書の適法性審査に時間を要したため、令和5年1月31日に審査請求書の補正命令を発出したところ、同年2月8日に審査請求人から審査請求書の補正書が提出されたことから、審査請求書の適法性審査を終了し、同年5月24日に同省大臣官房総務課審理室へ審査請求書等を回送したからであると釈明する(同年12月21日付けの審査庁の事務連絡・記2)。しかし、審査請求書に不備があること(審査請求書の「2 審査請求に係る処分」及び「4 審査請求の趣旨」に記載がされていないこと)は、審査請求書を一見すれば明らかであるから、審査請求書の補正命令を発出するのに約10か月もの期間を要したことは正当化することができないし、省内での書類の回送に約3か月半もの期間を要したことも正当化することができない。

当審査会は、審査庁に対し、累次の答申において審査請求事件の進行管理ができていないことを繰り返し指摘しているが、本件でも、上記のとおり進行管理ができていない。審査庁においては、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法(平成26年法律第68号)の目的(1条1項参照)を達成するため、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に見直し、審査請求の手続を迅速に進める必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件不承認決定の違法性又は不当性について

- (1) 本件支給要綱の3の(1)のアによれば、義肢等補装具費の支給基準(購入

費用を支給する対象者及び範囲)は、別表1に定めるところによるとされ(上記第1の1の(3)のウ)、別表1の1-(2)のアにおいて、両上肢切断者に係る筋電電動義手の購入費用の支給対象者及び対象範囲が定められている(上記第1の1の(4)のア及びイ)ところ、審査請求人は、既に、左上肢について筋電電動義手の購入費用の支給を受けている(上記第1の2の(3))から、審査請求人が別表1の1-(2)のアに定める両上肢切断者に係る筋電電動義手の購入費用の支給対象者に該当することについては、審査関係人間に争いが無い。本件では、審査請求人が、左上肢に加えて、右上肢についても筋電電動義手の購入費用の支給を受けられるか否か、すなわち、右上肢についての本件支給申請が支給の認められる購入費用の対象範囲であるか否かが問題となっているが、別表1の1-(2)のアによれば、両上肢切断者に係る筋電電動義手の購入費用の対象範囲は、「一人につき1本」と定められている(上記第1の1の(4)のイ)から、本件支給申請は、支給の認められる購入費用の対象範囲を超えている。

しかし、本件支給要綱の5によれば、所轄労働局長は、やむを得ない事情により必要があると認めるときは、支給基準に基づかない購入費用の支給(基準外支給)をすることができることとされ、基準外支給は、支給基準では「必要最小限の目的すら達せられない場合」に限り、認められると定められている(上記第1の1の(3)のオ)。

(2) そこで、審査請求人が基準外支給の認められる場合(支給基準では「必要最小限の目的すら達せられない場合」)に該当するか否かについて検討する。

ア 審査請求人は、本件支給申請をした際に提出した申立書において、両上肢のない人が義手の片手でできる動作には限界がある上、既に支給されている右上肢の能動式義手は把持力が弱いなどとして、右上肢についても把持力の強い筋電電動義手を装着したいと申し立てている。

また、審査請求人は、処分庁からの聴取に対し、「左のみ筋電電動義手であるので、すべての動作は左手で行っています。能動義手をつけている右手では、力が発揮できません。(中略)着替えや洗顔・整髪等の身だしなみ動作も、左手で行い右手は補助のみです。右手で服などをつかんでも力が弱いので滑り、結局左手のみで行うため、すべての動作に時間がかかります。(中略)右手も筋電電動義手であれば、着替えや洗顔・整髪等の身だしなみ動作も、両手とも力の発揮ができるので、動作に時間がかから

なくなります。(中略)自転車も、両手が筋電電動義手であれば、運転操作もでき、行動範囲も広がると思います。(中略)現在就労していません。右手の筋電電動義手が認められて、日常動作がスムーズになれば動作に多くの時間を費やすことが少なくなり、また、自転車での外出ができるようになれば、就職活動も考えたいと思っています。」(令和3年5月7日付けの電話聴取書)、「私としては、筋電義手を両手に付けることで日常生活をスムーズに行えるようにし、そうなることによって、できることの範囲を広げ、就職に活かしていきたいと考えていました。」(同年7月14日付けの電話聴取書)、「能動義手を使用するにあたり、何とかもつとうまくつかんだりできないかと、日常生活の中で調整や調節をいろいろやってみましたが、つかみ具合充分でなく、開き具合においても、最大でも充分には開かない状況です。能動義手は肩甲骨で動かすので労力が大きいのに比べ、筋電義手は楽に動かすことができます。(中略)日常生活の延長線上に仕事があると思っていますので、筋電義手による日常生活の質の向上が、就職につながると思います。」(同年10月1日付けの電話聴取書)などと供述している。

イ E病院の作業療法士は、処分庁からの聴取に対し、「筋電電動義手と能動義手との違いについては、発揮できる把持力が筋電義手の方が強いということです。Xさんは、現状左手のみで、着替えや買い物などの日常生活動作を道具を利用しながら時間をかけてされています。(中略)日常生活のちょっとした動作にも、能動義手ではできないが筋電義手であればできることが多々あると思います。(中略)両手の筋電電動義手の装着については、Xさんが一人で生きていくうえで必要不可欠なものと考えます。」などと供述している(令和3年5月10日付けの電話聴取書)。

ウ E病院の医師(審査請求人の主治医)は、処分庁からの聴取に対し、「義手の把持力については、患者本人の自覚によると考える。本人がこれで充分と思えば充分、足りないというなら足りないということであり、Xさんは能動義手では足りないと感じているということであろう。(中略)筋電義手では緻密な動作が可能になると考えられることから、両手に装着することにより、就職活動において就労可能な作業の拡大及び作業の質の向上が見込まれる。」などと回答している(医師意見)

エ 上記アからウまでによれば、審査請求人は、右上肢についても筋電電

動義手を装着することにより、能動式義手では、うまくできなかつたり、時間を要したりする日常生活動作を円滑にすることができるようになり、日常生活の質が向上し、就労の機会も拡大する可能性があるものと認められるが、審査請求人は、既に、右上肢の能動式義手の支給に加えて、左上肢の筋電電動義手の支給も認められていて、これらの義手を使用することにより、時間を要しても、相当程度の日常生活動作が可能になっていると認められる。

オ 本件支給要綱の1は、義肢等補装具費の支給の趣旨について、業務災害等により傷病を被った者にあつては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢等補装具を必要とすることがあることに鑑み、これらの者の社会復帰の促進を図るために義肢等補装具費を支給すると定めている（上記第1の1の(3)のア）から、義肢等補装具費の支給の目的は、業務災害等により傷病を被った者に必要な義肢等補装具を装着させることにより、これらの者の身体の欠損又は機能障害を補填することにあると解される。そうすると、審査請求人は、上記エのとおり、既に支給されている右上肢の能動式義手と左上肢の筋電電動義手を使用することにより、時間を要しても、相当程度の日常生活動作が可能になっていると認められるから、業務災害等により傷病を被った者の身体の欠損又は機能障害を補填するという義肢等補装具費の支給の目的が必要最小限すら達せられていないとまではいえない。

したがって、審査請求人は、基準外支給の認められる場合（支給基準では「必要最小限の目的すら達せられない場合」）に該当しない。

(3) 次に、審査請求人の主張について検討する。

ア 審査請求人は、審査請求人と同じく両上肢のない者がした両上肢の筋電電動義手の購入費用の支給の申請が認められた前例があるにもかかわらず、本件支給申請が認められなかったことは納得ができないと主張する（上記第1の3の(1)）。

そこで、当審査会が、審査庁に対し、上記の前例の有無について照会したところ、審査庁から、上記の前例が1件（審査請求事案）あることを把握しているとの回答があった（令和5年12月21日付けの審査庁の事務連絡・記7、別添3）。しかし、当該事案は、本件とは事案を異にしている（すなわち、当該事案は、両上肢切断者（左上肢は前腕部分から切断し、右上肢は肩関節部分から切断した者）がした両上肢に係る

筋電電動義手の購入費用の支給の申請について、左上肢については承認決定がされたものの、右上肢については支給基準の要件及び基準外支給の認められる場合に該当しないとして不承認決定がされたため、当該両上肢切断者が右上肢についての不承認決定を不服として審査請求をしたところ、右上肢は、能動式義手の使用は可能であるものの、その障害のために可動範囲が通常より著しく制限されていて、左上肢の筋電電動義手を使用しても、両手の動作を十分に行うことができず、両手の義手を使用しての作業の範囲が極めて限定されていることから、基準外支給の認められる場合に該当するとして、右上肢についての不承認決定が取り消された事案である。) から、当該事案があることは、本件不承認決定の当否の判断に影響を及ぼさない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

イ 審査請求人は、審査請求人が右上腕筋電電動義手の装着訓練を受けたにもかかわらず、本件支給申請が認められなかったことは遺憾であるとも主張する（上記第1の3の(2)）。

しかし、本件支給要綱によれば、所轄労働局長は、筋電電動義手の購入に要する費用の支給の申請を受け付けたときは、申請者から「外科後処置申請書」を提出させた上、申請者に対し、外科後処置の対象者として「外科後処置承認決定通知書」を交付するとともに、審査請求人のような両上肢切断者については、医療機関に対し、装着訓練及び適合判定の実施を依頼し（上記第1の1の(3)のキの(ア)）、装着訓練及び適合判定を実施した医療機関から提出される「両上肢切断者に係る筋電電動義手の適合判定結果報告書」等に基づき、別表1に定める支給基準の要件を満たすか否かを判断し、購入費用の支給の申請について承認又は不承認の決定をされている（上記第1の1の(3)のカの(ウ)及びキの(イ)）から、申請者が筋電電動義手の装着訓練を受け、その使用を「可」とする判定を受けたとしても、別表1に定める支給基準の要件を満たさなければ支給基準に基づく購入費用の支給は認められないし、基準外支給の認められる場合に該当しなければ基準外支給も認められない。

したがって、審査請求人の上記主張も、採用することができない。

(4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、本件不承認決定は、違法又は不当とは認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美